

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成三十一年三月二十二日

秋田県知事 佐竹 敬久

秋田県規則第十一号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和三十九年秋田県規則第三十八号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（災害発生市町村の長による救助に関する事務の処理）</p> <p>第十一条 法第十三条第一項の規定に基づき救助に関する事務の一部を災害発生市町村の長が行うこととする場合においては、当該災害発生市町村の長は、令第十七条に定めるところによるほか、第三条から第六条まで及び第九条に定めるところにより、当該救助に関する事務を処理するものとする。</p> <p>（繰替支弁金の払戻請求）</p> <p>第十二条 法第三十条の規定により救助の実施に要する費用の一時繰替支弁をした災害発生市町村がその費用を請求しようとするときは、繰替支弁金払戻請求書に証拠書類を添付して知事に提出するものとする。</p>	<p>（繰替支弁金の払戻請求）</p> <p>第十一条 法第二十九条の規定により救助の実施に要する費用の一時繰替支弁をした市町村がその費用を請求しようとするときは、繰替支弁金払戻請求書に証拠書類を添付して知事に提出するものとする。</p> <p>（市町村長</p> <p>第十二条 法第十三条第一項の規定に基づき救助に関する事務の一部を市町村長</p> <p>市町村長</p> <p>は、令第十七条に定めるところによるほか、第三条から第六条まで及び第九条に定めるところにより、当該救助に関する事務を処理するものとする。</p>

附 則

この規則は、災害救助法の一部を改正する法律（平成三十年法律第五十二号）の施行の日（平成三十一年四月一日）から施行する。